一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上伊那郡南箕輪村
二　地域再生計画の名称　南箕輪村大芝高原ブランド化（道の駅構想）計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上伊那郡南箕輪村の区域の一部（大芝高原）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上伊那郡中川村
二　地域再生計画の名称　中川村仕事づくり促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上伊那郡中川村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上伊那郡宮田村
二　地域再生計画の名称　宮田村中央アルプス山麓エリア観光開発プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上伊那郡宮田村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡松川町
二　地域再生計画の名称　ふるさと回帰につながる移住体験住宅整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡松川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡阿南町
二　地域再生計画の名称　おらほ自慢の「逸品」と「ひと」をひとねる創生事業
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡阿南町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡阿智村
二　地域再生計画の名称　阿智村星の駅整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡阿智村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡売木村
二　地域再生計画の名称　売木村地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡売木村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡泰阜村
二　地域再生計画の名称　高原ハイテクトマトと干し柿の里拡大事業
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡泰阜村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡豊丘村
二　地域再生計画の名称　道の駅を核とした小さな拠点整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡豊丘村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（五の五⑤）

○内閣府告示第八百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡大鹿村
二　地域再生計画の名称　住民の憩いの拠点づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡大鹿村の全域